

課題 3-1

我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援	(指標1) 日本企業による権益取得・長期引取・販売権取得が可能となったエネルギー・鉱物資源事業に対する出融資保証承諾案件数	39	39	27	19	23	23	24
	(指標2) モニタリング指標 上記支援対象案件による我が国へのエネルギー・鉱物資源等の新規権益取得・引取量							
	石油 (百万バレル/年)	77	29	49	24		14	
	ガス (万トン/年)	763	1,087	256	-		15	
	銅 (千トン/年)	428	-	500	344		200	
(指標3) モニタリング指標 代表的資源の本行融資対象事業から本邦への輸入量の全輸入量に占める割合	石油	19%	18%	20%	17%		n.a.	
	ガス	96%	95%	96%	96%		n.a.	
高リスク・大規模案件に対する適切な対応	(指標4) エネルギー・鉱物資源の我が国への供給維持・拡大に資する案件のうち、海外リスクをとって与信を実現した出融資保証承諾案件数		新規		9	14	10	13
	(指標5) 大規模案件に対する出融資保証承諾案件数		新規		11	14	12	17
エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援	(指標6) 石油・天然ガス・鉱物資源の供給源多角化を実現したプロジェクトのうち、主要供給国以外の国にかかる出融資保証承諾プロジェクト数		新規		11	12	9	14
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 △：良好な取り組みがなされたと評価します。 □：今後の取り組みに留意が必要です。  
 -：外部環境の変化等により評価不能。

( ) (指標6)は、2005年度は案件数を、2006年度はプロジェクト数を、計画値、実績値として計上。

## 1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

### 我が国として確保可能なエネルギー・鉱物資源の維持・拡大支援

- ・ (指標 1)の実績は計画を達成しました。実績の具体例としては、日本企業によるカザフスタンでのウランの権益取得(事例紹介参照)、インドネシアでのガス田開発・液化事業(94 頁、事例紹介参照)、ブラジルで日本企業が初めて権益を確保した油田の開発事業、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業等への融資が挙げられます。

#### <事例紹介> カザフスタンのウラン鉱山開発プロジェクトへの支援 (カザフスタン)

カザフスタンは世界第 2 位のウラン確認埋蔵量を有しており、同国国営原子力会社であるカザトムプロム社は世界第 4 位の天然ウラン生産者です。

本行はカザトムプロム社と我が国企業との出資により構成される APPAK Limited Liability Partnership (APPAK) に対し、民間金融機関との協調融資を行いました。本融資は、APPAK がカザフスタン南部のウラン鉱床を開発する資金に充てられるもので、これは我が国企業がカザフスタンにおいて初めてウランの上流権益を取得する事業です。同鉱床は 2010 年に年間 1,000 トンのウランの本格生産を開始し、日本向けに販売される予定です。

さらに本行は、本融資契約調印を契機に、カザトムプロム社との間で包括的戦略パートナーシップに係る覚書を締結しました(2006 年 7 月)。この覚書では、カザトムプロム社の事業戦略や本行の融資スキームにかかる情報交換を行うことが謳われており、今後も、我が国へのウラン供給に資する案件を双方協調にて発掘することが期待されます。

近年、原油価格高騰への対応やエネルギーバランスの観点から、世界的に原子力発電を再評価する動きが広まり、燃料であるウランの確保を目指して、各国が権益取得や資源国との関係強化の動きを強めている中、我が国政府も、「原子力政策大綱」(平成 17 年 10 月閣議決定)において、ウラン供給源の多角化や安定的確保の必要性を強調しています。本行のカザフスタンにおける取り組みは、こうした政策に合致するものであり、我が国への安定したウランの供給および我が国とカザフスタンとの関係強化に資するものと期待されます。

- ・ 上記支援対象案件による我が国への新規権益取得・引取量に関する(指標 2)の実績は例年の水準を下回ったものの、指標外の実績として、今後の需要拡大が見込まれるウランやメタノールの権益取得・引取に資する案件を積極的に支援したことが挙げられます。
- ・ (指標 3)について、石油、天然ガスの日本への全輸入量に占める、本行融資対象事業からの輸入量の割合(本行関与割合)は、各々 17%、96%と概ね例年並みの水準を達成しました(入手可能な最新値である 2005 年のデータに基づく)。他の主要資源についての本行関与割合も、石炭で 42%、鉄鉱石で 68%、銅に至っては 90%と極めて高い水準となっています。国際的なエネルギー・鉱物資源の需給逼迫が続き、資源獲得競争が熾烈化する中、エネルギー・鉱物資源の日本企業による獲得や日本への安定供給確保のため、本行に求められる役割が従来以上に増しており、それに対する本行の取り組みが一定の成果を挙げているといえます。
- ・ 上記指標の対象としていませんが、カザフスタン国営原子力会社(事例紹介参照)、ウズベキスタン政府、メキシコ石油公社、インドネシア国営石油会社、カタール国営石油公社等との間で覚書・業務協力協定を

締結しました。これらはいずれも、相手国の資源開発戦略や個別事業に関する情報提供を受けつつ、本行の金融メニューを提案する等して、双方協調して事業形成を目指すものであり、我が国企業による権益取得や長期引取を拡大し、我が国への安定した資源供給の確保に資することが期待されます。

## 高リスク・大規模案件に対する適切な対応

- ・ エネルギー・鉱物資源案件の高リスク化・大規模化が進む中、海外リスクテイクに関する(指標 4)の実績は、計画を下回りました。これは、事業のストラクチャー見直しや資金調達方法の変更等によるものです。以下の実績例の通り、開発途上国の企業の信用力に依拠した融資や外国為替・送金規制時のデファール(注 1)の適用等を通じた海外リスクテイクにより、円滑なファイナンス組成に努めました。

(注 1) 外的要因によって借入人が債務を弁済できない場合に、借入人に対し期限の利益の喪失および保証人に対し保証債務履行の請求を行わない措置。

- メタノールは、ガソリン等の添加物や化学用品原料として利用される他、今後は、石油代替エネルギーとして、軽油代替のバイオディーゼルおよび LPG 代替の DME(ジメチルエーテル)の原料、燃料電池用の燃料としての利用が一層拡大することが見込まれています。このよう中で本行は、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業において、実施主体である現地企業の信用力に依拠した形での融資を実施すると共に、民間金融機関の融資部分に対してはポリティカルリスクをカバーする保証を付与しました。
  - ブラジルでの油田開発事業に対する融資において、外国為替や送金規制時のデファールの適用など、資源開発事業に特有のリスクに対応した融資スキームを構築しました。
- ・ 大規模案件(事業総額 3 億ドル以上)に関する(指標 5)の実績は、計画をほぼ達成しました。実績の例としては、総額約 70 億ドルに及ぶ巨大プロジェクトであるインドネシアのガス田開発・液化事業(タングー LNG プロジェクト、94 頁、事例紹介参照)を初めとして、ベネズエラの原油・石油製品引取事業、ブラジルのアルミナ精製プラント増設事業、ボリビアの亜鉛・銅鉱山開発権益取得事業などが挙げられます。民間金融機関のみでは適時にファイナンス組成が困難な大規模案件に対し、本行は公的機関としての海外リスク審査・コントロール力を生かした量的・質的補完に取り組み、円滑なファイナンス組成に努めました。

<事例紹介> タンゲール LNG 事業への支援（インドネシア）

本行は、日本企業連合、英国企業、中国企業のコンソーシアムが、インドネシア共和国西イリアンジャヤ州において実施するガス田開発・液化事業であるタンゲール LNG プロジェクトに必要な資金に関し、国際機関、民間金融機関と共に融資を行いました。

本プロジェクトは、ベラウ湾に位置するガス田 3 鉱区を統合開発し、ガス液化設備（年産 380 万トン × 2 系列）にて LNG を製造し、日米韓中に販売するものであり、同国の外貨獲得に資するものです。また、本プロジェクトにおいて、日本企業は合計約 45.9%（ガス田 3 鉱区の統合ベース）の権益を保有し、日本にとって最大の LNG 輸入国である同国からの、更なる LNG 安定確保に貢献することが期待されます。

本プロジェクトは、アルン、ポンタンに次ぐインドネシアの第 3 の LNG プロジェクトですが、これら既存プロジェクトから日本への LNG 販売契約は契約の更改期を迎えつつあります。一方、現在インドネシアでは、国内販売用石油に対する補助金負担削減や輸出用原油温存のため、国内ガス供給増加が重要課題となっており、同国政府は国内供給を優先させたいとしています。本行は、同国の LNG プロジェクトをその黎明期である 1970 年代から一貫して支援してきた関係を活かし、本プロジェクトへの融資検討過程での交渉を通じて、同国の国内ガス需給緩和・外貨獲得への支援の姿勢を示しつつ、同国政府に対しインドネシアから日本への LNG 輸出の継続を働きかけてきました。

資源保有国インドネシアとの間で醸成された関係の一層の強化を図りつつ、様々な金融ツールを有機的に活用してインドネシアを支援するこうした取り組みは、インドネシアの経済発展に資すると共に、日本のエネルギー資源安定確保、アジア太平洋地域のエネルギー安全保障等に貢献するものです。

## エネルギー・鉱物資源の供給源多角化支援

- ・（指標 6）の実績は計画を下回りました。これは、事業計画の中止による先方の要請取り下げや事業に関する許認可取得の遅延、相手国側の事情によるストラクチャーの見直し等が要因です。供給源多角化を支援した具体例としては、ブラジル、ベネズエラ等の非中東地域で日本企業が参画した油田開発事業、原油・石油製品引取事業への支援が挙げられ、引き続き、我が国の輸入原油における中東依存度の低下に資する取り組みを行いました。他の鉱物資源についても、カザフスタンやニジェールでのウラン開発・引取事業（ウランの主要供給国：カナダ、オーストラリア、南アフリカ）、ベネズエラでのメタノール製造プラント増設事業（メタノールの主要供給国：サウジアラビア、チリ）といった、主要供給国以外での事業を支援しました。日本が需要の 100% を輸入に依存しているメタノールは、今後、石油代替エネルギーとして、軽油代替のバイオディーゼルおよび LPG 代替の DME（ジメチルエーテル）の原料、燃料電池用の燃料としての利用が一層拡大することが見込まれており、日本政府が進めるエネルギー資源の多様化にも貢献するものです。
- ・ なお、指標の実績には含まれませんが、カザフスタン国営原子力会社、ウズベキスタン政府との覚書締結（92 頁参照）はウラン供給源の多角化に、インドネシア国営石油会社、メキシコ石油公社との覚書・業務協力協定の締結（92 頁参照）は原油供給源多角化に、それぞれ貢献する取り組みと言えます。

## 2. 追加的な取り組みに関する評価（年間事業計画に予め掲げていないもの）

- ・ ブルネイ石油公社及びサウジアラビア国営石油会社向けにプロジェクトファイナンス・ワークショップを開催しました。こうした取り組みは、日本企業と現地石油公社との合弁による資源開発事業を促進し、我が国民間金融機関にも新たなビジネスの機会をもたらすことが期待されます。

### 3. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・ 上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・ 引き続き世界大での資源の獲得競争が激化し、需給の逼迫が懸念される中で、資源小国である我が国のエネルギー・鉱物資源の安定確保の重要性が一層高まっており、資源保有国との関係を強化しつつ、日本企業の資源権益の確保や引取りを金融面で支援し、我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定確保に向けた取り組みをより一層拡大していくことが重要です。